

平成 25 年 1 月 9 日

公益社団法人群馬県子ども会育成連合会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人群馬県子ども会育成連合会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を前橋市に置く。

2 この法人は、必要に応じ、理事会の決定によって従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、子ども会活動の助成に関する事業を行い、子どもの社会生活に必要な徳性の涵養及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども会活動の指導及び育成
- (2) 子ども会活動に従事する指導者及び育成者相互の連絡提携
- (3) 子ども会活動の指導者の養成及び研修
- (4) 子ども会活動充実のために必要な調査研究及び資料の刊行
- (5) 子ども会活動の充実振興のための関連団体機関との連絡協力
- (6) 子ども会安全教育活動に関する事業
- (7) 子ども会活動に参加する者の災害に対する補償のための共済事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、次の正会員、賛助会員及び名誉会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業に参画できる次の者とする

ア 子ども会育成会の市町村連合体の代表者

イ 子ども会育成会の特別区の連合体の代表者

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業を援助する個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に対して、特に功労のあった者のうちから総会の決議をもって推薦する者

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。

2 会員は、この法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配布を受けることができる。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員及び賛助会員は、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

2 会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、前項第1号及び第3号の場合を除き会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第11条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 正会員の除名
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 借入金の限度額
- (10) 共済規程の変更のうち、共済掛金及び準備金の変更

(11) 全国子ども会連合会運営費規程の変更

2 共済規程の変更のうち、共済掛金及び準備金に関する事項の変更を除く、関係法令の改正に伴う規程の整理並びに変更に関わるものについては、総会の決議を要しない。この場合において、会長は正会員に対して書面をもって当該変更内容を周知しなければならない

(12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回5月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

- (2) 理事及び監事の解任
- (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する
- 2 総会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(総会運営規則)

- 第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうちから会長1名、副会長3名及び常務理事を選定する。
- 3 会長を代表理事とする。
- 4 副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、別表に従い、総会の決議によって選任する。

2 監事は、総会の決議によって選任する。

3 会長1名、副会長3名及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 副会長3名のうち1名を代表副会長とし、理事会の決議によって副会長の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(副会長及び常務理事の職務等)

第25条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、代表副会長が、その職務執行に係る職務を代行する。

2 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

(

監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は監督官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは理事会を招集すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を執行する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除等)

第30条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、前項の役員損害賠償責任について、外部役員との間で、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長)

第31条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推せんにより、総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問等)

第32条 この法人に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会が推せんし、会長がこれを委嘱する。

- 3 顧問、相談役及び参与は、この法人の主要な事項について、会長の諮問に答える。
- 4 顧問、相談役及び参与の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

- 第33条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、代表副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第35条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第3項第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第2項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書

面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 事業・研修委員会
- (3) 安全・共済委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第49条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 第18条の規定にかかわらず、この定款は、第52条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

（解散）

第51条 この法人は、「法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であつ

て、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は会長後藤守吉とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表

第1条 定款第22条の理事については、この法人の趣旨に基づき、正会員の中から次の「1」地区選出基準に従い選出するものとする。但し、正会員外理事

については、次の「2」に従い、総会の決議によって選任する。

「1」地区選出基準

地区別	郡市名	人員	
中毛地区	前橋・伊勢崎・渋川・北群馬・佐波	3	
西毛地区	高崎・藤岡・富岡・安中・多野・甘楽	3	
東毛地区	桐生・太田・館林・みどり・邑楽	3	
北毛地区	沼田市・利根・吾妻	1	

「2」正会員外（常務理事を含む）4名

